

国家公務員

# 3年ぶりに引上げ勧告

～人事院 月例給・ボーナスともに引上げの勧告を出す～

人事院は、8月8日（月）、国会及び内閣に対して、国家公務員の月例給について民間給与との較差（0.23%）を埋めるため初任給及び若年層の俸給月額引上げ、民間の支給状況を踏まえボーナスの引上げ（0.10月分）勧告を行った。勧告のポイントは下記のとおり。

## 【人事院勧告のポイント（抜粋）】

### ①月例給

#### 初任給及び若年層の俸給月額引上げ

※初任給 総合職及び大卒程度一般職 3,000円、高卒者一般職 4,000円引上げ。また、20歳台半ばに重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号棒について改定。（平均改定率0.3%）

### ②ボーナス

支給月数を0.10月分引上げ 現行4.30月 → 4.40月に改定  
（勤勉手当の支給月数を引上げ）

人事院より、3年ぶりに引上げ勧告が出された。人事院勧告は、県人事委員会勧告にも大きな影響を及ぼすものである。栃教協は今後も県人事委員会に対し、教職員の職務に応じた勧告が出されるよう要望を行っていく。

